平成２６年（フ）第３０９号
鹿児島県西之表市現和79番地
債務者　長野佐喜代
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２３号
鹿児島県鹿児島市川上町2529番地１　サンライズガーデン205号
債務者　磯脇　文彦
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
兵庫県宝塚市安倉西４丁目２番24号、前住所
兵庫県宝塚市中筋山手５丁目６番43号
債務者　北園　浩平
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
徳島県徳島市八万町下福万138番地の１　セジュール友ａｎｄ友103
債務者　北岡　一男
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５０１号
北九州市戸畑区中原東３丁目13番３―207号
債務者　楢原　弘三
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６８８号
神戸市中央区吾妻通１丁目２番15号　石橋文化201号
債務者　渡邉多佳子こと　渡邊多佳子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９７号
神戸市中央区相生町４丁目８番３号　品川マンション１―Ｇ
債務者　伊藤　妙子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０４号
神戸市東灘区住吉台４番３―1010号
債務者　濱口武之こと浜口武之こと　濵口　武之
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７０７号
神戸市東灘区魚崎西町２丁目２番２―508号
債務者　樋口　明子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３７号
北九州市小倉北区赤坂４丁目７番６―407号
債務者　大山　修一
1　決定年月日時　平成26年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９８号
千葉県松戸市新松戸３丁目３番地の２　新松戸アゼリアパークハウスＢ―805
債務者　松嶋　　彩
1　決定年月日時　平成26年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４９３号
熊本市北区龍田町弓削1005番地
債務者　佐藤　幸成
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４７２号
名古屋市北区城東町１丁目26番地の１　ＦＯＵＲ　ＧＲＥＥＮ城東205号
債務者　村居恵美子（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５６号
山口市古熊１丁目９番29号
債務者　藤田　博司
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７８号
愛知県知多市日長字神山畔77番地
債務者　永井　久也
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７号
山口県防府市平和町５番９―305号　エルドラドⅠ
債務者　山田　和弘
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６７号
茨城県つくば市二の宮３丁目24番地５　センチュリー時計台21―201号
破産者　佐治　智美
1　決定年月日　平成26年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係